

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月14日

【発行者名】 UBSアセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三木 桂一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】 山木 龍太郎

【電話番号】 03-5293-3693

【届出の対象とした募集（売出） UBS 公益・金融社債ファンド（年1回決算型・為替ヘッジあり）  
内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集（売出） 上限7,000億円  
内国投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の訂正理由】

平成29年4月7日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、販売会社の「関係業務の概要」について訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

下線部分\_\_\_\_\_は本訂正届出書の訂正箇所を示します。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 2【関係業務の概要】

###### (2) 販売会社

###### < 訂正前 >

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

ただし、UBS証券株式会社は、運用に必要な最低限の資金のために、委託会社の関係会社を買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

###### < 訂正後 >

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

ただし、UBS証券株式会社は、運用に必要な最低限の資金のために、委託会社の関係会社を買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

販売会社によっては、「UBS公益・金融社債ファンド（為替ヘッジあり）」、「UBS公益・金融社債ファンド（為替ヘッジなし）」、「UBS公益・金融社債ファンド（年1回決算型・為替ヘッジあり）」および「UBS公益・金融社債ファンド（年1回決算型・為替ヘッジなし）」の間のスイッチングを取り扱う場合があります。